令和９年度開設分

「小規模多機能型居宅介護事業所」「看護小規模多機能型居宅介護事業所」開設事業者募集要項【整備補助】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

１　はじめに

小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の整備を促進し、地域における介護サービス提供基盤の整備を推進するため整備補助事業を行います。

この補助事業は、「名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づく事業です。この補助金を活用した当該事業所の整備を希望される事業者におかれましては、**当該要綱、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いします。**

２　整備補助事業の概要

（１）補助対象法人

○3 年以上の介護保険事業の運営実績を有すること。

整備補助対象となる法人は、令和８年７月１日時点で３年以上の介護保険事業の運営実績を有する法人に限ります。

３年以上の介護保険事業の運営実績は、本市内外を問いません。

（２）整備補助金額

○44,700 千円

・ただし、整備に要した費用がこの額に満たない場合には、実際に整備に要した費用を上限とします。
・この補助は愛知県の「地域医療介護総合確保基金」（以下「基金」という。）を活用して行うものであり、本市及び愛知県における令和９年度予算編成（令和９年３月議決予定）の過程で補助金額が低くなる場合や補助そのものがなくなることもありますのでご了承ください。
・事業所の整備形態は、新築整備、既存建物の増築・改修による整備、いずれの形態でも構いません。
また、新たに事業所を開設する場合に限らず、既存の小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所がサテライト型を開設する場合についても対象となります。
・補助対象経費は、工事費や工事請負費となります。土地の取得に係る経費、造成費などは補助対象外ですので、ご注意ください。

（３）整備地

○住宅地または住宅地と同程度の地域であること。

小規模多機能型居宅介護事業所等は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。事業所整備予定地の検討には十分にご留意ください。

【対象外事業について】

災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて新築整備・増築・改修する事業所は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります。

○災害レッドゾーンにおいて新規整備する場合

防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等は交付の対象とします。

○災害イエローゾーンにおいて新規整備する場合

次の条件を満たす場合には、交付の対象とします。

・防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等
・土砂災害警戒区域または浸水深１メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の①から④全てに該当する場合
・浸水深１メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の③および④に該当する場合

① 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
② 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する区において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、名古屋市の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
③ 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
④ 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定より想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

土砂災害が発生するおそれがある土地（「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」）での計画は、上記条件に加えて愛知県知事の許可が必要です。

（４）整備期間

○令和９年度中に整備が完了すること

令和 10 年３月末日までに工事等を完了することが条件となります。令和９年度内に完了できなかった場合は、補助金の交付が受けられません。

補助事業の着工は本市からの交付決定後となり、交付決定前の着工は認められません。交付決定は、本市からの内示を受けた事業者が交付申請を行い、内容を確認したのちに決定します。**本市からの内示は、国から愛知県及び愛知県から本市への内示を待ってのものとなりますが、令和９年秋頃となる可能性が示されています**。その場合は、補助事業の着工時期が遅れることが予想されますので、ご承知おきください。

（５）事業所建物の所有形態

○法人の自己所有であること。

法人が自己所有する建物を新築、改修等することとします。

ただし、改修等による事業所整備については、【賃貸借による整備にかかる条件】を満たす場合、賃貸借物件による事業所整備も可とします。

（６）事業所用地の所有形態

○法人の自己所有であること。

事業所の建設用地は、法人自己所有であることとします。また、抵当権等の施設存続の支障となりうるような権利設定がないことが必要です。

ただし、【賃貸借による整備にかかる条件】を満たす場合には、借地による整備も可能とします。

【賃貸借による整備にかかる条件】

①「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の規定による事業所建物の構造に基づく処分制限期間を超える賃貸借契約が確保されること。

② 貸与を受ける不動産について、①に基づく期間での「地上権」又は「賃借権」を設定し、かつ、これを登記すること。

3 募集の概要

（1）応募資格

〇介護保険法に規定する欠格事由に該当していないこと。
〇介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること。
〇本市が実施した過去の事業者公募での採択内容を遵守していること。

〇介護保険法に規定する欠格事由に該当していないこと。

整備補助事業の概要にある補助対象法人の要件を満たすとともに、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に規定する事業者指定のための欠格事由に該当していないことが必要です。

なお、応募時においてこの欠格事由に該当しない場合であっても、事業者指定時において該当することがあれば、事業者指定ができませんのでご留意ください。

〇介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること。

下記①、②に該当する法人（その法人と代表者を同一人物とする法人も含む）は応募できません。

① 応募時において、次に該当する法人
- 介護保険法及び老人福祉法その他法令に明確に違反していると認められる法人
- 介護保険法第 23 条の規定に基づき実施した実地指導における文書指示事項に対し、示された期限までに改善状況報告書を提出していない法人
- その他、市長が不適切と認める法人

② 応募時より過去 5 年以内に、次に該当した法人
- 介護保険法に基づく一部効力の停止処分を受けた法人

〇本市が実施した過去の事業者公募での採択内容を遵守していること。

（2）募集圏域

〇市内の全区域

募集圏域は限定せず、市全域で募集します。ただし、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害レッドゾーンまたは災害イエローゾーンの指定地域である場合は原則として補助金の対象とすることができません。

（詳細については『2 整備補助事業の概要』の(3)をご参照ください）

（3）開設時期

〇令和 10 年 7 月 1 日までに事業者指定を受けること。

令和 9 年度中に事業所整備を完了し、事業者指定を令和 10 年 7 月までに受けることを条件とします。

（4）事業所の規模

〇登録定員は 25 名以上（サテライト型については 18 名）であること。

整備する事業所は「登録定員：25 名以上（サテライト型については 18 名）」とします。

また、小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型含む）については、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定も併せて受ける必要があります。

４　募集期間

〇令和８年７月６日（月）から令和８年９月４日（金）午後５時まで（必着）

本募集要項に則り応募される法人の方は、「小規模多機能型居宅介護事業所等整備協議申出書」（以下、「整備協議申出書」という。）を上記の募集期間内に提出してください。募集期間を過ぎての受付は、一切行いません。応募に際して提出していただく整備協議申出書は、「NAGOYA かいごネット（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/)」からダウンロードしてください。

なお、整備協議申出書等の提出に際しましては、**郵送、メール又はご持参**いただきますようお願いします。メールの場合は件名を「令和９年度整備補助申出書の送付」としてください。郵送及びメールの場合は期限内に当課あてお電話にて到着確認をしてください。ご持参いただく場合は、事前に当課までご連絡ください。

また、整備協議申出書を提出いただいた後は、申出に基づく「整備協議書」を「令和８年10月２日（金）午後５時（必着)」までに提出いただきますが、「整備協議書」の様式については、整備協議申出書のご提出後に送付いたします。(整備協議書はメールにてご提出をお願いします。原本の提出が必要な書類は、郵送又は持参でのご提出をお願いします。なお協議書の確認のためご来庁もお願いしておりますのでご了承ください。)

５　事業計画の策定

（１）介護保険関係法令の遵守

介護保険法及び関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。

また、地域密着型サービスの趣旨に沿った事業計画の策定をお願いします。

なお、基準等の概要については P10「小規模多機能型居宅介護事業所等の指定（人員・設備）基準の概要」をご参照ください。

（２）関係法令の遵守

前記（１）の介護保険関係法令の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定をお願いします。

〇新たに事業所を建設する場合

新たに事業所を建設される場合の開発の許可及び確認、また、市街化調整区域での整備計画については、事前に住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎２階　℡972-2770）へご相談ください。

〇既存の建物を改修する場合

既存の建物を改修して事業所とする場合には、建築基準法により用途変更申請を要することが考えられますので、事前に住宅都市局建築審査課（名古屋市役所西庁舎２階　℡972-2929）へご相談ください。

※既存の建物を活用する場合は、以下のいずれかの条件を満たしてください。

・昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること。

・昭和56年５月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物であって耐震調査を実施し、新耐震基準を満たすもの又は耐震補強済みのものであること。

〇非常災害対策等について

事業所の運営に際しては、非常災害対策を講じておくこととされていますが、これら火災等の非常災害への対策に関しましては、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

〇消防用設備等の設置について

事業所整備計画を策定する際のスプリンクラー等消防用設備等の取扱いに関しましては、上記の非常災害対策同様、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

（3）高齢者に配慮した事業所整備

小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者は要介護等の状態にある高齢者の方となりますので、高齢者に十分配慮した事業所整備計画の策定に努めてください。

＝配慮すべき整備の一例＝

- ・エレベーター：事業所が2階建て以上の場合、エレベーターの設置が必要です。
- ・トイレ　　：介助を必要とする利用者の使用に適した構造・設備が必要です。また、複数設置で、車いす対応できることが望ましいです。
- ・宿泊室　　：ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。
- ・台　所　　：火気を使用する部分の不燃対策や、保温・保冷による、適時、適温食事の提供や食中毒の予防対策について十分な配慮がなされていることが必要です。
- ・洗面所　　：衛生管理の面からも複数の洗面所の設置をお願いします。
- ・浴　室　　：手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮したものであることが必要です。
- ・バリアフリー：段差の解消を図るなど、利用者の移動が円滑に行われるよう配慮が必要です。
- ・事務室　　：個人情報の管理のため鍵付書庫を置くことが必要です。
- ・相談室　　：相談室は遮蔽物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮することが必要です。
- ・備蓄倉庫　　：非常災害用備蓄を保管する倉庫等を確保してください。

（4）地域住民への説明

小規模多機能型居宅介護事業所等を運営する事業者は、その事業の運営に当たって、地域住民との連携や協力体制を確保するなど地域との交流を図る必要があります。開設後の良好な地域交流を見据えて、応募に際しては、**町内会や自治会を始め、地域住民の方々、事業所予定地の近隣の方々に対して丁寧な説明を行ってください。なお、建築により日照・騒音等の影響を受けると考えられる地域住民に対しては、特にご配慮ください。**

この、地域への説明状況に関しましては、整備協議書の提出時に、その結果や経過について別に用意します様式にて提出いただく必要があります。

なお、説明にあたっては、「名古屋市に応募し、事業計画が採択されない場合や令和9年度予算編成の過程において小規模多機能型居宅介護事業所等に対する補助金額が当初予定されていた整備補助金額より低くなった場合、同様の理由により補助そのものがなくなった場合等は事業化されないこともある。」旨の説明をするなど十分に留意してください。

（5）他事業所との併設による事業計画

他の介護事業所等との併設による事業計画も可能です。その場合には、併設する介護事業所等に関する施設基準等を遵守していただく必要があります。

他事業所の併設の場合における整備補助金は、面積按分等により現に小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に要した費用のみを整備補助対象とします。

なお、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等と併設する事業計画も応募可能ですが、小規模多機能型居宅介護事業所等の趣旨に鑑み、**当該住宅等の入居者のみを利用者とすることなく、広く事業所所在地の近隣地域から利用者を募ることを条件とします。**

6　整備補助事業における留意事項

（1）整備補助金の内示

愛知県から本市に対し次年度の基金の内示が示され次第、本市から事業者あてに補助金の内示をします。

（2）整備補助金の交付要件

補助金の内示後に交付申請の手続きを行い、本市から交付決定がなされた日以降に着手することが交付の要件です。

なお、補助金の金額が変更された場合の収支計画の見直しは、寄附金や借入金などの金額を大幅に見直すことになるため、再度、事業予定者と協議を行うこととします。

（3）補助金の交付時期

事業完了後、事業実績報告書を提出いただきます。提出書類の確認後、補助金を交付します。

（4）資金計画について

事業実施に必要な自己資金（施設建設にかかる自己資金、建設用地購入費及び事業運転資金等）が確保されており、事業運営にかかる資金収支計画に支障がないことが条件になります。

また、施設整備に必要な資金については、施設整備補助金、借入金及び寄附金等で資金計画を立てることとなりますが、協議の段階では補助金が確定していないため、便宜上、次の条件で資金計画を作成してください。

＝イメージ図＝

【資金計画フレーム】

<table>
<tr><td colspan="3">施設・設備整備費</td><td rowspan="2">運営資金</td><td rowspan="2">土地代等</td></tr>
<tr><td>建築費、設計監理費</td><td>備品費</td><td>その他
（造成等）</td></tr>
</table>

【資金の財源フレーム】

<table>
<tr><td>補助金</td><td>借入金</td><td>現有資金又は寄附金等</td></tr>
</table>

① 借入金

・施設建設費の借入金融機関先は、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構という。）及び同機構との協調融資締結金融機関先とします。

・福祉医療機構（福祉貸付金）についても整備補助金と同様、次年度以降の取扱いが不透明な状況であり、大幅に貸付基準が変更される可能性があります。変更があった場合は、変更後の内容により再度積算するものとします。なお、借入金の変更に伴う収支計画の見直しは、寄附金の増額など大幅にその内容を見直すことになるため、再度、事業予定者と協議を行うこととします。

② 寄附金

寄附予定の資金は、協議書類提出後も確実に有している必要があるため、随時、寄附者の残高証明により確認を行います。

③ 運転資金

事業開始から事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、事業所の年間事業費の 12 分の 3 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を自己資金として確保していることが必要です。

④ 収支計画

収支計画については、最多負担年度の収支を見込んでください。収支や支出の見込みについては、利用者の確保や職員の採用計画など、各事業者の経営方針に基づき、計画的な見込みを立てて算定してください。

（5）建設工事について

施工業者の選定は、名古屋市の公共事業に準じて一般競争入札による請負契約を締結していただきます。

また、今回提出する見積書は、設計業者によるものとし、**建設業者の見積書は不可**とします。（事業所整備に際し寄附をした業者は、入札に参加できず、その下請けにも入れませんのでご承知おきください。）

事業所建設にあたっては、省エネルギー及び環境に配慮した措置を講ずるよう努めることが求められています。（「エネルギー使用の合理化に関する法律」「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」及び同条例第91条第1項に基づき定められた「建築物環境配慮指針」を参照）

具体的には、建物の断熱性の向上、リサイクル製品（間伐材、リサイクルタイル等）の使用などについて配慮するようお願いします。

その他、事業所建設の工事請負を受注した施工業者に対し、地元経済の振興を図る観点から、下請けについては地元企業（市内に本店を有する企業）を活用するよう依頼してください。

（6）その他補助金整備における要件について

補助事業を行うための契約は一般競争入札を行うなど、本市が行う契約手続きに準じて行っていただきます。**法人都合による要件の変更は認められません。**

7　審査・選考

（1）審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリング等を行います。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

（2）補助優先順位の選考

複数の法人から整備協議申出書の提出をいただいた場合、愛知県の予算編成の過程において、全ての整備案件についての補助は不可能となる場合が想定されます。

そのような事態に備え、本市において優先順位付を行い、愛知県への補助金申請を行って参ります。ただし、県基金の審査において本市と異なる優先順位となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

〇優先順位について

下記の第1優先順位で優先順位をつけることができない場合は第2優先順位、第2優先順位によっても優先順位がつかない場合は第3優先順位により順位を決定します。

第1優先順位・・・整備を行う事業所サービス種別

看護小規模多機能型居宅介護事業所＞小規模多機能型居宅介護事業所＞サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所＞サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の順番で優先順位をつけます。

第2優先順位・・・整備を行う事業所の所在区

令和8年6月1日時点における小規模多機能型居宅介護事業所等の整備率が低い区の優先順位を高いものとします。

※各区の整備率（令和8年6月1日現在）については、P11をご覧ください。

第3優先順位・・・整備を行う事業所の中学校区

小規模多機能型居宅介護事業所等の数が少ない中学校区の優先順位を高いものとします。

※上記によっても順位づけが出来ない場合は、定員等を加味した上で順位づけを行って参ります。

８　スケジュールの概要

令和 8年度	7月6日	整備協議申出書の受付開始
	9月4日	整備協議申出書の提出期限
	10月2日	整備協議書の提出期限
	協議書 受付後～	書類審査・（必要に応じて）ヒアリング等
	2月	採択の通知
	3月	名古屋市予算議決
令和 9年度	秋ごろ	・整備補助金の内示 ・補助金申請書類の提出　交付決定後、事業所の整備に着手
	3月	・工事完了 ・事業所指定準備（指定申請書類作成等） （本市では、小規模多機能型居宅介護事業所等の指定は年4回 （4/1、7/1、10/1、1/1)行っております。） ・現地確認等
	4月	・事業者指定（令和10年7月1日まで）

９　その他留意事項

○過去の本公募において採択され開設した事業所の中には、小規模多機能型居宅介護事業所等の特性から利用者数の少ない事業所があります。本市の補助金という公金をご利用いただく以上、広く市民に利用される事業所であることが求められます。

ついては、応募する事業計画の事業所所在地の決定に際して的確な需要の見込める地域を選択すること、また開設後は利用者を確保するための周知に努め、決して利用率の低い状態が継続することのないようお願いします。

なお、**4年目以降には登録定員の7割以上、登録者がいる状況を維持するように努めてください。**

○この整備補助事業は、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を促進することが目的です。補助金の交付条件の中に、交付の目的に反して使用等してはならない旨が入っており、目的外での使用は補助金の返還につながります。介護保険外の利用者（基準該当や共生型サービスの利用者）の受入れについては、可能ではありますがご留意ください。

また、**この補助事業を活用して整備された小規模多機能型居宅介護事業所等の事業を廃止（事業譲渡による廃止も含む）すること、転用（別の事業に切り替えること）すること等も補助金の返還につながります。**

なお、事業の廃止や転用等の財産処分は市の承認なく行うことはできません。

○応募いただいた事業計画について、法人の都合による事業所整備予定地、事業所開設時期等の変更は認めません。ただし、本市が必要と判断した場合は、本市からの書類の追加及び補正を求めることがあります。

○原則、令和8年10月3日以降の計画変更・辞退は認めませんのでご注意ください。なお、採択された案件につき万が一辞退された場合は、来年度以降5年間にわたり本公募に申し込むことができなくなりますのでご注意ください。

○代行申請は不可とします。

○応募者が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む)、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、応募を無効とします。また、暴力団員等でないかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。

○既存の小規模多機能型居宅介護事業所等を廃止し、新規設立をする場合（移転を含む。）は補助対象外とします。

○提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意ください。

介護保険法等の確認は

介護保険法を始め、厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページでご確認ください。

□NAGOYA かいごネット　https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/
□厚生労働省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp
□独立行政法人福祉医療機構ホームページ　https://www.wam.go.jp

お問い合せ・ご相談は

募集に関するお問い合せやご相談、また、「整備協議申出書」「整備協議書」の提出は、次までお願いします。

ご来庁される場合は、必ず事前にご連絡ください。

〒460-0008　名古屋市中区栄三丁目7番12号　サカエ東栄ビル3階
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課居宅指定担当
電　話　０５２（２１２）６５３４
ＦＡＸ　０５２（９５９）４１５５
メールアドレス　a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp（エルジー）

※1 災害レッドゾーン

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第33条第 1項第 8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地

※2 災害イエローゾーン

下記表に掲げる区域に指定されている土地

土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の土砂災害警戒区域
浸水想定区域等	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項又は第２項の洪水浸水想定区域、同法第14条の２第１項又は第２項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の３第１項の高潮浸水想定区域
	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第３項第２号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第１項の津波災害警戒区域
	（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15 年法律第77号）第32条第１項の都市洪水想定区域、同法第32条第２項の都市浸水想定区域

小規模多機能型居宅介護事業所等の指定(人員・設備)基準の概要

<table>
<tr><td colspan="2">サービス概要</td><td colspan="3">○事業所での入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などの「通いサービス」を中心に、利用者の状態や希望により「宿泊サービス」や「訪問サービス」を組み合わせて提供し、24時間、365日体制で在宅での生活をサポートするサービス
看護小規模は、小規模多機能型居宅介護のサービスに、訪問看護の機能を追加したもの
○1事業者の登録定員は「29名」が上限で、今回の募集は「25名以上」が対象
（サテライトの場合は「18名以下」で、今回の募集は「18名」が対象）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>訪問サービス</td><td colspan="2">事業所従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービス</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>通いサービス</td><td colspan="2">○登録者を事業所に通わせて行うサービス
○通いサービスの定員は登録定員の1/2～15名（サテライトの場合は登録定員の1/2～12名）
ただし、登録定員が25名を超える場合は、登録定員に応じて最大18名まで</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>宿泊サービス</td><td colspan="2">○登録者を事業所に宿泊させて行うサービス
○宿泊サービスの定員は通いサービスの定員の1/3～9名
（サテライトの場合は通いサービスの定員の1/3～6名）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">人員基準</td><td rowspan="2">代表者</td><td>内　容</td><td colspan="2">法人の代表者
法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合、地域密着型サービス事業部門の責任者を代表者として差し支えない</td></tr>
<tr><td>要　件</td><td colspan="2">認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者
ただし、厚生労働大臣が定める研修を修了していること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者</td><td>勤務形態</td><td colspan="2">常勤専従を原則
ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能</td></tr>
<tr><td>要　件</td><td colspan="2">3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者
看護小規模の場合は、保健師又は看護師であれば、研修受講は不要
（サテライトの場合は本体事業所の管理者でも可）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画作成担当者</td><td>配　置</td><td colspan="2">1人以上</td></tr>
<tr><td>勤務形態</td><td colspan="2">非常勤でも可能
利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能</td></tr>
<tr><td>要　件</td><td colspan="2">介護支援専門員の資格を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者
（サテライトの場合は、本体事業所の介護支援専門員により全体計画（居宅サービス計画）の作成が適切に行われる(サテライトの計画作成担当者は個別のサービス計画のみを作成する)時は、介護支援専門員の資格がなくても可）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護従業者</td><td rowspan="2">日　中</td><td>通い</td><td>常勤換算で通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに1．0以上</td></tr>
<tr><td>訪問</td><td>常勤換算で1．0以上
看護小規模の場合は、常勤換算で2．0以上
（サテライトの場合は常勤換算でなくても可）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">夜間及び深夜</td><td>夜勤（宿泊・訪問）</td><td>1人以上</td><td rowspan="2">宿泊利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整っていれば、夜勤及び宿直の配置は不要</td></tr>
<tr><td>宿直</td><td>1人以上
（サテライトの場合は、本体事業所の宿直者により適切に処遇が行われれば配置不要）</td></tr>
<tr><td>資　格</td><td colspan="2">介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。
ただし、介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">○1人以上は常勤
看護小規模の場合は、1人以上は常勤の保健師又は看護師
○1人以上は看護師又は准看護師
看護小規模の場合は、常勤換算で2．5以上は保健師、看護師又は准看護師
（サテライト型小規模の場合は、本体事業所の看護師又は准看護師により適切に処遇が行われれば配置不要
サテライト型看護小規模の場合は、常勤換算で1．0以上は保健師、看護師又は准看護師）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">設備基準</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品を備えること</td></tr>
<tr><td>居間・食堂</td><td></td><td colspan="2">居間及び食堂の合計面積が、通いサービスの利用定員に3平方メートルを乗じた面積以上であること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">宿泊室</td><td>定員</td><td colspan="2">宿泊室の定員は、原則「1人」とする</td></tr>
<tr><td>広さ</td><td colspan="2">宿泊室の床面積は「7．43平方メートル以上」であること</td></tr>
</table>

対象事業所の開設状況（令和8年6月1日現在）

	要介護者等状況（R8.5末）			事業所数等＊		整備率	未整備率順位
	要介護	要支援	計(①)	か所	定員(②)	②/①	
千種	5,795	2,936	8,731	6	166	1.90%	9
東	2,545	1,352	3,897	1	29	0.74%	1
北	7,144	3,696	10,840	11	286	2.64%	13
西	5,035	2,733	7,768	4	95	1.22%	6
中村	5,177	2,882	8,059	7	175	2.17%	12
中	2,433	1,465	3,898	5	116	2.98%	15
昭和	3,705	1,973	5,678	5	121	2.13%	11
瑞穂	4,149	2,251	6,400	2	49	0.77%	3
熱田	2,441	1,282	3,723	1	28	0.75%	2
中川	7,670	4,161	11,831	6	169	1.43%	7
港	5,872	3,253	9,125	3	87	0.95%	4
南	5,929	3,258	9,187	6	149	1.62%	8
守山	6,956	2,916	9,872	4	107	1.08%	5
緑	7,988	4,261	12,249	10	261	2.13%	10
名東	5,320	2,746	8,066	9	221	2.74%	14
天白	5,402	2,540	7,942	10	281	3.54%	16
計	83,561	43,705	127,266	90	2,340	1.84%	

＊事業所数のうち看護小規模多機能型居宅介護事業所の状況

千種区：2か所・定員58名、北区：4か所・定員123名、中区：１か所・定員29名、中川区：1か所・定員29名、港区：1か所・定員29名、守山区：1か所・定員29名、緑区：3か所・定員74名